

承認第4号

専決処分の承認を求めるについて（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年6月20日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決第6号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

つくばみらい市長 片 庭 正 雄

承認第4号-2

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年つくばみらい市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年
つくばみらい市条例第3号)新旧対照表

改正案	現行
第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の條 例で定める者は,法人又は病床を有する診療所を開設している者 (複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る 指定の申請に限る。)とする。	第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の條 例で定める者は,法人_____ _____とする。